

○昭和四十一年通商産業省・運輸省告示第十一号（鉄道車両に固定する容器等の検査
および再検査における規格を定める件）

（昭和四十一年十月一日）

（通商産業省・運輸省告示第十一号）

改正 昭和四十八年 六月 六日通商産業省・運輸省告示第 一号

同 五一年 二月二一日同 第 一号

平成 九年 三月二五日同 第 一号

同 一〇年 三月三〇日同 第 一号

令和 七年 三月三一日経済産業省・国土交通省告示第 一号

容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）第七十二条の規定に基づき、鉄道車両に固定する容器の容器検査及び容器再検査並びに当該容器に装置される附属品の附属品検査及び附属品再検査における規格を定める件を次のように定める。

一 鉄道車両に固定する容器（超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）の容器検査における規格は、容器保安規則（以下「規則」という。）第七条第一項に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。

- 1 鏡板の形状は皿型又は半だ円体形とし、鏡板端の平行部を胴端から測った長さは鏡板の肉厚以上であり、皿型鏡板にあつては鏡板中央部における内面の半径が容器の胴部の外径以下で、鏡板端曲り部における内面の半径が鏡板の肉厚の三倍以上、かつ、鏡板中央部における内面の半径の〇・〇六倍（その数値が五〇ミリメートル未満のときは、五〇ミリメートル）以上であり、半だ円体形鏡板にあつては鏡板内面の長軸部の長さとし、短軸部の長さの比が二・六以下であること。
- 2 胴板及び鏡板の肉厚は、規則第三条第二号に定めるところによること。ただし、最小肉厚は、腐れしろを除いて十ミリメートルであること。
- 3 胴の長手継手は、胴と垂直な断面における中心と最低点とを結ぶ半径に対し、中心において左右それぞれ二十度の角度内にないこと。
- 4 周継手を溶接するときの二つの胴の長手継手間の距離は、厚い方の板の厚さの五倍以上とすること。
- 5 容器受板は、胴の長手継手の部分において取り付けないこと。
- 6 容器には、一以上のマンホールを設けること。
- 7 胴又は鏡板に穴を設けるときは、日本工業規格B8272（1993）圧力容器の穴補強に定めるところにより補強すること。

- 8 マンホールの溶接部と胴の周継手又は長手継手との距離は、五十ミリメートル以上であること。
- 9 マンホールの平形ふた板の肉厚は、日本工業規格B8275（1993）圧力容器のふた板に定めるところによること。ただし、設計圧力は、規則第二条第二十五号の最高充てん圧力とする。
- 10 第二号及び前号における腐れしろは、次の表の上欄に掲げるガスの種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる数値以上のものであること。

ガスの種類	腐れしろ（単位 ミリメートル）
液化塩素	六
液化アンモニア	三
その他の液化ガス	一

- 11 容器には、第四項第一号に掲げる規格に適合する安全弁を一個以上装置すること。
- 二 鉄道車両に固定する超低温容器の容器検査における規格は、規則第七条第一項並びに前項第一号、第三号から第五号まで及び第七号に規定するもののほか、次の各号に掲げるものとする。
- 1 内槽及び外槽の二重構造とすること。
 - 2 胴板及び鏡板の肉厚は、内槽にあつては規則第三条第二号に定めるところによること。外槽にあつては日本工業規格B8271（1993）圧力容器の胴及び鏡板に定めるところにより計算した数値（その数値が六ミリメートル未満のときは、六ミリメートル）以上であること。
 - 3 外槽の内面に取り付ける支持物は、外槽の胴の長手継手の部分において取り付けないこと。
 - 4 内槽に支持物又はバルブ、安全弁その他の附属品を直接溶接で取り付けるときの溶接部と内槽の胴の周継手又は長手継手との距離は、五十ミリメートル以上であること。
 - 5 容器には、第四項第一号に掲げる規格に適合する安全弁及び同項第二号に掲げる規格に適合する安全弁をそれぞれ一個以上装置すること。
 - 6 バルブ、安全弁その他の附属品を容器外に突出して設けるときは、これらの損傷を防止する措置を講ずること。
- 三 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器の容器検査における規格は、規則第七条に規定するものとする。
- 四 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附

属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項（第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第一号又は第二号に掲げるものとし、外観検査、耐圧試験、気密試験及び性能試験は、全数の附属品について行うものとする。

- 1 日本工業規格B8270（1993）圧力容器に定めるところにより計算した数値以上の吹き出し容量を有するバネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる高压ガスの種類に応じた耐圧試験圧力の七十パーセント以上八十パーセント以下の圧力で吹き出し、かつ、停止するものであること。
- 2 バネ式のものであつて、当該安全弁が装置される容器に充てんされる液化ガスの体積が容器の内槽の容積の九十八パーセント以上に膨張したときに吹き出すものであること。

五 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置される附属品の附属品検査における規格は、規則第十七条第一項及び第二項に規定するものとする。

六 鉄道車両に固定する容器の容器再検査における規格は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 超低温容器及び圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器以外の容器にあつては、規則第二十六条及び第一項第十一号に規定するもののほか、容器ごとに次のイ及びロに定めるところにより気密試験を行い、これに合格するものであること。

イ 気密試験は、耐圧試験に合格した容器（低温容器にあつては附属品を取り付ける以前のものに限る。）について、空気又は不活性ガスを使用して気密試験圧力以上の圧力を一分間以上加えた後、発泡液等を塗布し、又は容器を水槽に浸漬して、目視により行うものとする。

ロ 漏れがないものを合格とする。

- 2 超低温容器にあつては、規則第二十六条及び第二項第五号に規定するもの

- 3 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器にあつては、規則第二十六条第四項第一号及び第二号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

イ 刻印等において示された容器検査年月若しくは製造年月から二十年又は二十年を超えない範囲内において容器製造業者が定めた月を経過していないこと。

ロ 鉄道車両に固定されている容器にあつては、次に掲げるものとする。

（１） 容器に貼付されている容器証票に記載された車両番号は、当該容器が現に固定されている鉄道車両の車両番号と同一であること。

（２） 容器は、当該容器に貼付されている容器証票に記載された車両番号と異なる車両番号の鉄道車両に固定されたことがないものであること。ただし、当該容

器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

ハ 鉄道車両に固定されていない容器にあつては、鉄道車両に固定されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

七 鉄道車両に固定する容器（圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器を除く。）に装置される附属品の附属品再検査における規格は、規則第二十九条（第一項第七号を除く。）に規定するもののほか、安全弁については、第四項第一号又は第二号に掲げるものとする。

八 鉄道車両に固定する圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置される附属品の附属品再検査における規格は、規則第二十九条第一項第一号に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

1 附属品は、次に規定するところにより漏えい試験を行い、これに合格するものであること。

イ 附属品ごとに行うこと。

ロ 漏れの無いものを合格とすること。

2 鉄道車両に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号は、当該附属品が現に装置されている容器の記号及び番号並びに附属品の記号及び番号と同一であること。

3 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置された附属品は、当該附属品が装置された容器が固定された鉄道車両に貼付されている車載容器一覧証票に記載された容器の記号及び番号と異なる容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

4 圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器に装置されていない附属品にあつては、容器に装置されたことがないものであること。ただし、当該容器の鉄道車両からの取り外し、鉄道車両に固定されていない状態における保管及び鉄道車両への固定において、当該容器及

びこれに装置された附属品の損傷を防止する措置その他当該容器及び附属品の保安を確保するために必要な措置を講じた場合は、この限りでない。

改正文 （昭和五十一年二月二一日通商産業省・運輸省告示第一号） 抄
昭和五十一年二月二十二日から適用する。

附 則 （平成九年三月二五日通商産業省・運輸省告示第一号）
この告示は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一〇年三月三〇日通商産業省・運輸省告示第一号）
この告示は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （令和七年三月三一日経済産業省・国土交通省告示第一号）
この告示は、令和七年四月一日から施行する。